

発議案第 号

上越市議会会議規則の一部改正について

上越市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

提出者	上越市議会議員	山 田 忠 晴
賛成者	同	ストラットン恵美子
同	同	宮 崎 朋 子
同	同	高 山 ゆう子
同	同	櫻 庭 節 子
同	同	小 林 和 孝
同	同	平良木 哲 也
同	同	滝 沢 一 成
同	同	江 口 修 一

上越市議会会議規則の一部を改正する規則

上越市議会会議規則（昭和46年上越市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第87条」を「第87条の2」に改め、「第163条」の次に「・第163条の2」を加え、「第165条」を「第164条の2—第165条」に改める。

第1条中「招集の当日」を削る。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第5条から第7条までを次のように改める。

(会議期間)

第5条 議会は、会議を開くときは、初めに会議の期間（以下「会議期間」という。）を議決で定めるものとする。

(会議期間の変更)

第6条 会議期間は、議会の議決で変更することができる。

第7条 削除

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「同一会期中は」を「同一の会議期間中は、」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条中「あらかじめ」を「、あらかじめ」に改める。

第23条中「又は」を「、又は」に改める。

第24条第2項中「延会にする」を「延会する」に改める。

第26条中「、議場」を「議場」に改める。

第27条中「選挙の宣告」を「（選挙の宣告）」に改める。

第28条第1項中「配布漏れ」を「、配布漏れ」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第30条中「宣告の」を「宣告が」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。

第37条第1項中「請願の委員会付託」を「（請願の委員会付託）」に改める。

第44条第2項中「調査が」を「調査を」に、「付託事件を議題とする時期」を「（付託事件を議題とする時期）」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第51条第4項中「又は」を「、又は」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第54条中「議長席」を「、議長席」に改める。

第55条第1項中「、又は」を「又は」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第57条第2項中「議長が」を「議長の」に、「異議ある」を「異議がある」に、「討論」を「、討論」に改める。

第64条中「質疑又は討論の終結」を「（質疑又は討論の終結）」に改める。

第65条中「会期中」を「会議期間中」に改める。

第74条中「議場の出入口閉鎖」を「（議場の出入口閉鎖）」に、「投票用紙の配布及び投票箱の点検」を「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」に、「投票」を「（投票）」に、「投票の終了」を「（投票の終了）」に、「開票及び投票の効力」を「（開

票及び投票の効力)) 第1項から第3項まで」に、「選挙結果の報告」を「(選挙結果の報告)」に、「選挙関係書類の保存」を「(選挙関係書類の保存)」に改める。

第76条本文中「可決」を「、可決」に改め、同条ただし書中「起立」を「、起立」に改める。

第77条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に、「議会」を「、議会」に改める。

第78条第1項第2号中「日時」を「年月日時」に改め、同条第2項中「より」を「よつて」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(会議録の作成時期)

第78条の2 法第102条の2第6項に規定する定例日(以下この条において「定例日」という。)における会議の会議録は、当該定例日の属する会議期間の次の会議期間(定例日を含むものに限る。)の初日までに作成するものとする。

第79条中「印刷して」を削る。

第80条中「発言の取消し又は訂正」を「(発言の取消し又は訂正)」に改める。

第2章第1節中第87条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第87条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

第93条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第104条の見出し中「閉会中の」を削り、同条中「閉会中」を「次の会期において」に改める。

第110条第1項中「審査」を「、審査」に改め、「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言

することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第111条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第118条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第122条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第124条第2項中「又は委員長」を「、又は委員長」に改める。

第125条第1項中「又は出席委員」を「、又は出席委員」に改める。

第128条中「投票用紙の配布及び投票箱の点検」を「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」に、「投票」を「（投票）」に、「投票の終了」を「（投票の終了）」に、「開票及び投票の効力」を「（開票及び投票の効力）」第1項から第3項まで」に、「選挙結果の報告」を「（選挙結果の報告）」に改める。

第136条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承諾」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第138条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第138条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第138条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第139条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第140条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第141条の見出し中「請求等」を「請求」に改め、同条中「については」を「については、」に改める。

第142条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第143条第3項を削る。

第144条第2項中「及び第3項」を削る。

第146条中「議案等の説明、質疑及び委員会付託」を「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」に改める。

第147条を次のように改める。

（決定の通知）

第147条 前条の規定による決定の本人への通知に關し必要な事項は、議長が定める。

第149条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第154条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙及び文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第156条ただし書中「決める」を「定める」に改める。

第157条第2項ただし書中「秘密の保持」を「（秘密の保持）」に改める。

第158条中「議案等の説明、質疑及び委員会付託」を「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」に、「はできない」を「ができない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第158条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第160条ただし書中「停止期間」を「停止期間内」に改める。

第7章中第163条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第163条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンライン

ンによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、法第109条第9項の規定に基づく条例の例による。

第9章中第165条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第164条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（（日程の作成及び配布））、第79条（（会議録の配布））、第137条（（請願文書表の作成及び配布））第1項及び第138条（（請願の委員会付託））第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたもの）の閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をと

るとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第164条の3 この規則の規定（第28条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第1項（第74条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行なうことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる改正規定以外の改正規定 公布の日
- (2) 目次中第87条を第87条の2に改める改正規定及び第163条の次に・第163条の2を加える改正規定並びに第2章第1節中第87条の次に1条を加える改正規定、第110条、第111条、第122条及び第139条の改正規定及び第7章中第163条の次に1条を加える改正規定 令和8年4月1日

(3) 第1条、第5条から第7条まで、第15条及び第65条の改正規定、第78条の次に
1条を加える改正規定並びに第104条、第143条及び第144条の改正規定 令和
8年5月1日